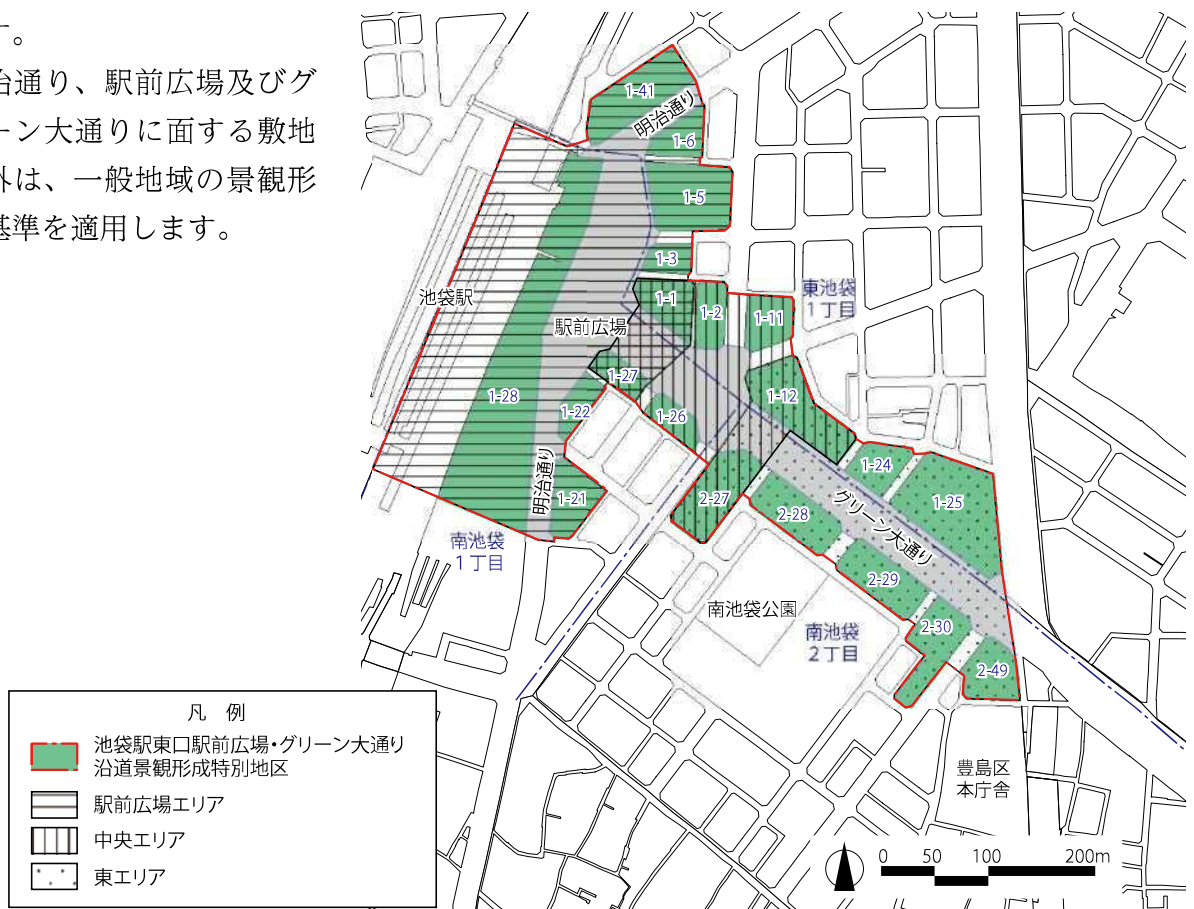


池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区

<区域>

- 池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区は、池袋駅東口駅前広場の周囲及びグリーン大通りの沿道を区域とします。
- ただし、景観形成特別地区の届出規模と景観形成基準は、明治通り、駅前広場及びグリーン大通りに面する敷地に適用します。
- 明治通り、駅前広場及びグリーン大通りに面する敷地以外は、一般地域の景観形成基準を適用します。

■区域図



凡例	
	池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区
	駅前広場エリア
	中央エリア
	東エリア

<景観形成の目標>

- ケヤキやクスノキを中心としたみどり豊かで美しい並木に包まれ、人々が快適に回遊し、新たな文化とにぎわいが生み出される池袋副都心の景観を形成します。

<景観形成の方針（景観法第8条第3項関係）>

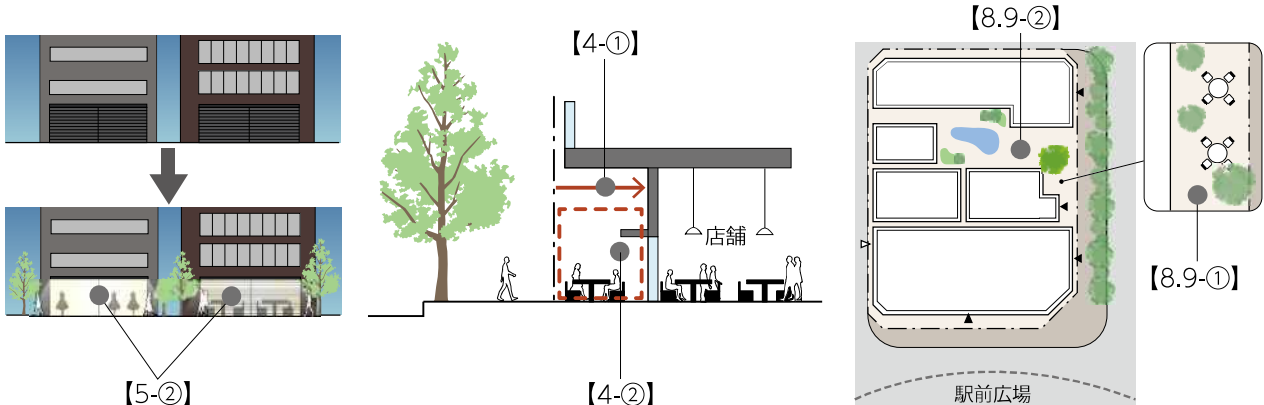
- 並木のみどりを惹き立てる建築デザイン等の形成
- 池袋副都心の表情を創る眺望（ビスタ）の確保
- 個性ある境界をつなぎ、人々が多様な趣を楽しめる回遊性の向上
- 地域が主体となった魅力ある街並みの形成

■グリーン大通り



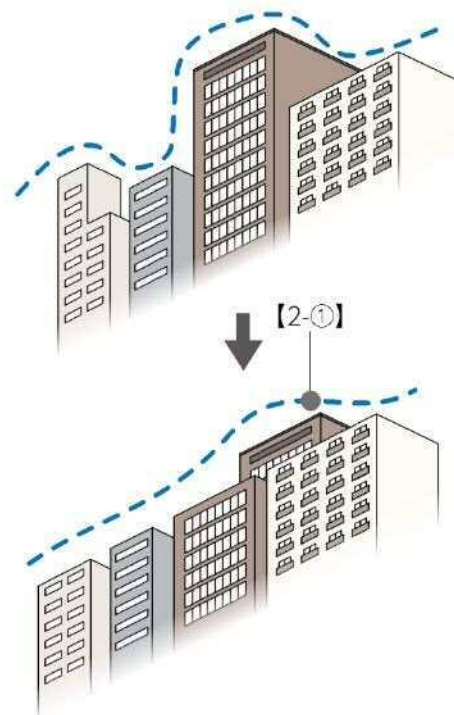
配置

基準			ポイントと取り組み例
駅前広場エリア	中央エリア	東エリア	
1. 歩行者に圧迫感や威圧感を与えないように努める。			
2. 駐車場など店舗以外の出入口設置などについて、隣接する建築群やオープンスペースとの連続性を確保し、にぎわいを損なわないよう計画する。			【2-①】 サービス動線と歩行者動線を分けて配置する。グリーン大通りと駅前広場に面して駐車場を設けない。
3. 敷地内に残すべき景観資源（遺構、樹木、池、湧水等）がある場合には、これを生かした計画とする。			
4. 壁面の位置などの工夫により、敷地内に店舗等のあふれ出しの空間を確保するよう努める。			【4-①】 歩道と店舗の間に、オープンカフェなどの空間が確保できるように、低層階を壁面後退させる。 【4-②】 低層部では敷地外との連続性を確保する。
		5. 休日・夜間においても閉鎖的で閑散とした印象を与えないよう、低層部の利用を考慮する。	【5-①】 低層部は店舗などにぎわいを生み出す施設として利用する。 【5-②】 ショーウィンドウをグリーン大通り沿いに設置し、夜間においても明るさを確保する。
6. 駅前広場あるいはグリーン大通りに建築物の顔が向くよう計画する。	7. グリーン大通りに建築物の顔が向くよう計画する。		【6.7-①】 建築物内の様子が見通せる窓などの開口部を駅前広場やグリーン大通り側に配置する。
8. 駅前広場に面して歩道と一体となったオープンスペースの確保に努める。	9. グリーン大通りに面して歩道と一体となったオープンスペースの確保に努める。		【8.9-①】 駅前広場やグリーン大通りと店先をつなぐ空地を確保する。（オープンカフェなど） 【8.9-②】 自由通路や中庭を採り入れる。



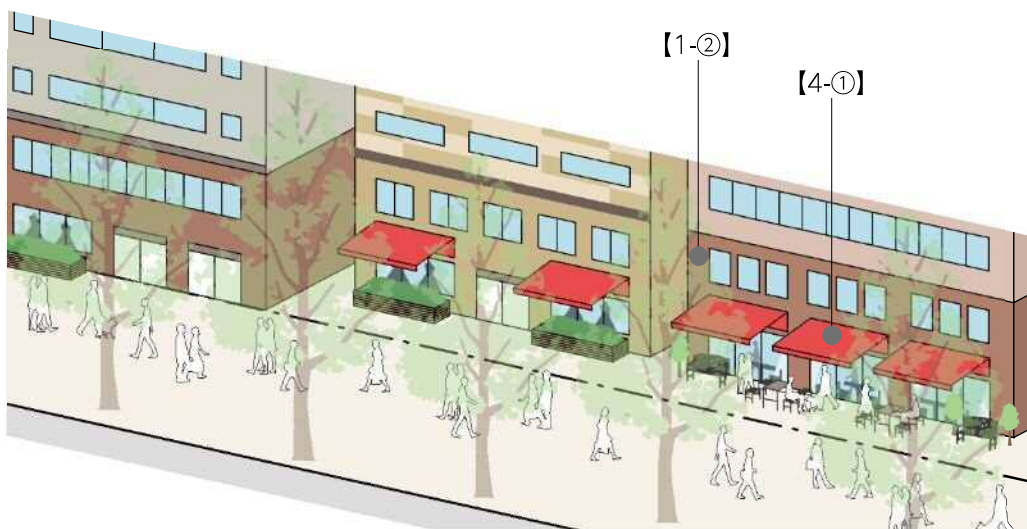
高さ・規模

基準			ポイントと取り組み例
駅前広場エリア	中央エリア	東エリア	
1. 駅前広場、五差路交差点からの見え方に配慮する。			【2-①】 高層部の壁面後退により、低層部の軒高を周囲と調和させる。
2. 高さは、建築物など相互のスカイラインの調和に配慮する。			
		3. 建築物の分節化や高層部の後退などにより、圧迫感の軽減に配慮する。	



形態・意匠・色彩

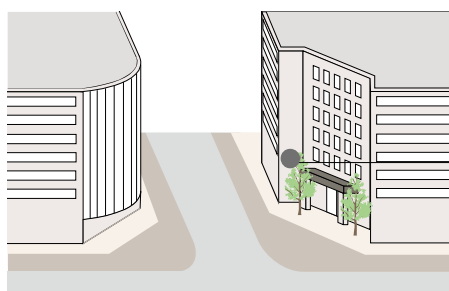
基準			ポイントと取り組み例
駅前広場エリア	中央エリア	東エリア	
1. 低層部は歩行者空間を意識して、ヒューマンスケールのデザインとなるよう配慮する。			<p>【1-①】 長大な壁面は通りに面して設けず、開放的な開口部を通り側に向ける。</p> <p>【1-②】 隣接する建築物と低層部のデザインを調和させる。</p>
2. 閉店時や夜間においても閉鎖的な印象を与えないよう配慮する。			<p>【2-①】 シースルーシャッター等で閉店後も店内の明かりが歩道を照らすようにする。</p>
3. 壁面のガラスは、反射するものや高彩度となるものを控えるなど、街並みとの調和や周囲の環境への影響に十分配慮する。			
4. 建築物に付属するテント状の庇、装飾物等の工作物は、周辺に調和した色彩とするほか、形態・意匠は、周辺の街並みと調和し、歩行者の通行にも配慮する。			<p>【4-①】 通りのイメージにあった装飾のデザインや素材を採り入れる。</p>
5. 付帯する建築設備等は、建築物と一体的な意匠計画や、目隠しによる修景など、周囲からの見え方に配慮する。			



第2章 景観形成基準

池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区

基準			ポイントと取り組み例
駅前広場エリア	中央エリア	東エリア	
6. 建築物単体だけでなく、駅前広場の修景施設や、隣接する建築物との調和に配慮する。	7. 建築物単体だけでなく、並木ならびに街路の修景施設や、隣接する建築物や南池袋公園など周辺の景観資源等（公園・緑地、並木、モニュメント等）との調和に配慮する。	8. 建築物単体だけでなく、並木ならびに街路の修景施設や、隣接する建築物や豊島区本庁舎など周辺の景観資源等（公園・緑地、並木、モニュメント等）との調和に配慮する。	【6.7.8-①】 低層部は隣接建築物の形状、色彩の一部を採り入れたデザインとする。
9. 建築物正面のデザインを工夫するなど、駅前を印象付け、グリーン大通りからのビスタ景観に配慮した形態・意匠とする。	10. 五差路において、交差点に面して建築物のデザインを工夫するなど、街角を印象付ける形態・意匠に配慮する。		【9.10-①】 アイストップとなる場所では、デザインを工夫する。
11. 色彩は、「色彩基準（池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区）」に適合するとともに、周囲の建物から突出しないよう配慮する。 ➡ P 66（第2章 4 色彩の基準（4）景観形成特別地区の色彩基準）参照	12. 色彩は、「色彩基準（池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区）」に適合するとともに、周囲の建物から突出せず、並木との調和に配慮する。 ➡ P 66（第2章 4 色彩の基準（4）景観形成特別地区の色彩基準）参照		【11.12-①】 グリーン大通りの並木の景観を阻害しないように、低明度、低彩度で落ち着いた色を選択する。
	13. 外壁は、並木との調和に配慮した素材を活用する。		
14. 壁面の位置ならびに店舗開口部の位置や形態など、隣接する建築群との関係や歩道との連続性に配慮し、にぎわいが連続するよう計画する。		15. 壁面の位置ならびに建築物のエントランスの位置や形態など、隣接する建築群とそのオープンスペース、歩道との関係に配慮し、にぎわいが連続するよう計画する。	【14.15-①】 隣接する建築物に調和するように、壁面の位置や軒高・庇の高さを揃える。



【9.10-①】

公開空地・外構・緑化等

基準			ポイントと取り組み例
駅前広場エリア	中央エリア	東エリア	
1. 外構の設えにはユニバーサルデザインを取り入れるとともに、舗装の素材や色彩は、隣接する敷地や歩道など周囲の街並みとの調和に配慮する。			
2. 照明は、過剰な明るさ、激しい点滅、交通の安全を阻害する色彩を避けるなど、夜間の景観や周囲の環境に配慮する。			
3. 庇の設置など、歩道に面するオープンスペースを中心に、人々の快適性を高める歩行者空間の確保に配慮する。			【3-①】 オープンスペースにベンチや植栽を配置し、歩道と一体的な休憩スペースを設ける。
4. 外構計画は、駅から駅前広場を経て、グリーン大通りなどへの人の流れを考慮する。	5. 外構計画は、駅前広場からサンシャイン60通り等への人の流れを考慮する。	6. 外構計画は、駅前から豊島区本庁舎への人の流れを考慮する。	【4.5.6-①】 歩道をフットライトで照らしたり、ショーウィンドウを設置し、夜間の景観を演出する。
7. グリーン大通りの導入空間として、敷地や建築物を緑化する。	8. 並木ならびに南池袋公園等の周辺のみどりとの連続性を考慮し、敷地や建築物を緑化する。	9. 並木ならびに豊島区本庁舎等の周辺のみどりとの連続性を考慮し、敷地や建築物を緑化する。	【7.8.9-①】 屋上や壁面を緑化する。
10. 緑化にあたり、樹種の選定や樹木の配置等は継続的な維持管理が可能な計画とする。	11. 緑化にあたり、並木との連続性を考慮するとともに、樹種の選定や樹木の配置等は継続的な維持管理が可能な計画とする。		

